

市川市財政運営指針

市 川 市

目 次

1.	財政運営指針の位置づけ等	1
2.	現状分析	2
	1 歳入構造の変化	2
	2 歳出構造（性質別）の変化	4
	3 一般会計における市債残高の推移	5
	4 今後の財政見通しと課題	6
3.	今後の取り組み方針	9
	1 財政構造の改革	9
	2 財政体質の改善	11
	3 わかりやすい財政状況の公表	12
4.	目標値の設定	13
	1 経常収支比率	13
	2 財政調整基金	14
	3 市税収納率	15
	◇用語解説	16

1. 財政運営指針の位置づけ等

1 財政運営

本市では、人件費や扶助費などの義務的経費の増加や市税収入の伸び悩みによる財政の硬直化を克服するため、平成 11 年度から 3 次 10 年間に渡り財政健全化計画を策定し、財政の健全化に取り組んできました。

この結果、公債費比率をはじめとした各財政指数は、現在、他の類似団体と比べても上位に位置していますが、平成 14 年度から臨時財政対策債の借り入れを行っていたり、近年財政調整基金からの繰り入れによる財源補てんを計上して予算編成を行っているなど、構造的な財源不足の状況が続いています。

一方、将来に目を向けると少子高齢化や核家族化が進む中で、社会情勢や市民ニーズ等の行政に求められるサービスが変化し、介護や福祉、子育て支援、都市基盤整備など様々な分野において財政需要の拡大が予想されます。

また、本市歳入の根幹である市税収入については、人口の減少や先行きが不透明な景気の影響から、拡大する歳出を賄うほどの伸びを期待することは難しく、今後の財政運営はさらに厳しくなることと推測しています。

さらに、東日本大震災の影響により、歳入・歳出両面で相応の財源対策を講じる必要が生じています。

このような状況を乗り越え、将来にわたって持続可能な安定した財政構造を確立するため、財政運営の基本的な考え方、取り組む方向性を示した財政運営指針を策定しました。

2 位置づけ

本指針は、将来にわたり健全な財政運営を確立するため、財政構造の改革と財政体質の改善を進めることにより構造的な財源不足を解消し「歳入に見合った歳出」を実現するための方向性を示したものです。

また、本年度を初年度とする第二次基本計画及び実施計画を着実に推進するための財政基盤を構築するためのものでもあります。

3 取り組み期間

柔軟で強固な財政基盤を確立する上で特に重要な「経常収支比率」「財政調整基金」「市税収納率」については目標値を設定し、これを達成するための取り組み期間を平成 23 年度から 25 年度までの 3 年間と定めます。

4 緊急財政対策本部

全庁を挙げて財政対策を進めるにあたり、22 年度に引き続き、取り組み期間である 25 年度まで、市長を本部長とする緊急財政対策本部を設置します。

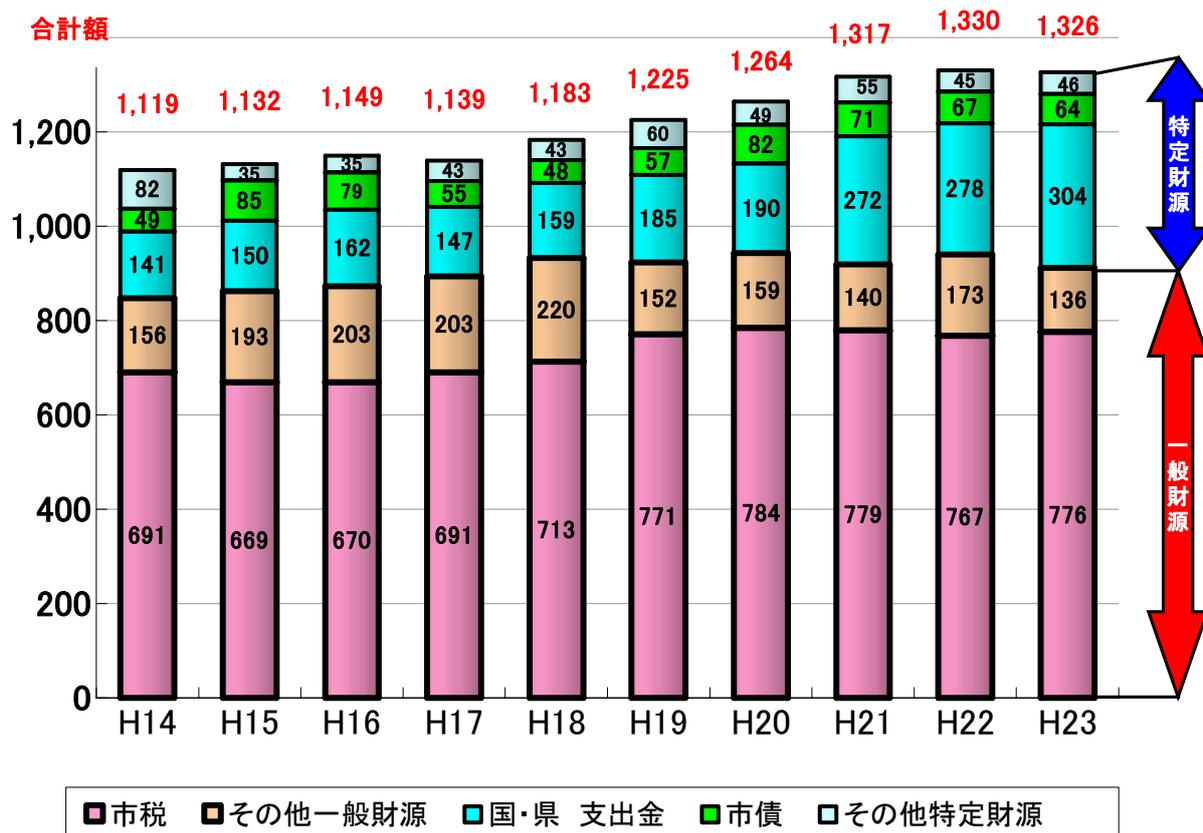
対策本部会議では、健全な財政運営の実現に必要な対応策を協議・決定し、これからの本市における財政運営の方向性を的確に示しつつ、財政対策の取り組みに対する実効性を確保します。

2. 現状分析

1 歳入構造の変化

(1) 歳入額の推移

【市税を中心とした経常的な一般財源が伸び悩んでいます】



※平成 21 年度までは決算額、平成 22 年度は決算見込額、平成 23 年度は当初予算額

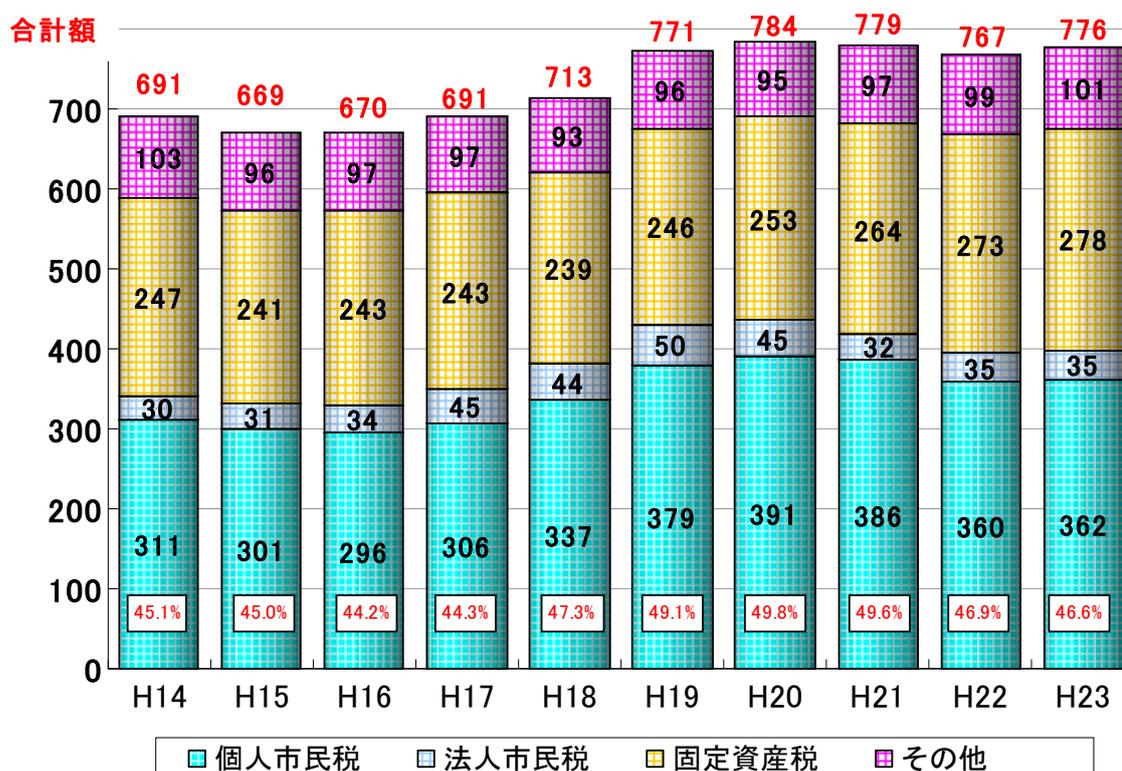
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
歳入総額	1,119	1,132	1,149	1,139	1,183	1,225	1,264	1,317	1,330	1,326
一般財源額	847	862	873	894	933	923	942	919	940	912
一般財源額の割合	75.7%	76.1%	76.0%	78.5%	78.9%	75.3%	74.5%	69.8%	70.7%	68.8%

- ・ 平成 23 年度の歳入総額に占める一般財源の割合は 68.8%であり、近年この割合は横ばいで推移しています。
- ・ 本市では、自主財源である市税の割合が高い歳入構造となっていることから、国や県に対する依存度が小さく、一定の財政力を保持しています。
- ・ しかし、一般財源額の額は、ピークであった 20 年度と比べ 23 年度では 30 億円減少しており、伸び悩んでいます。

(2) 市税の推移

【個人市民税の構成比が減少傾向にあります】

単位：億円



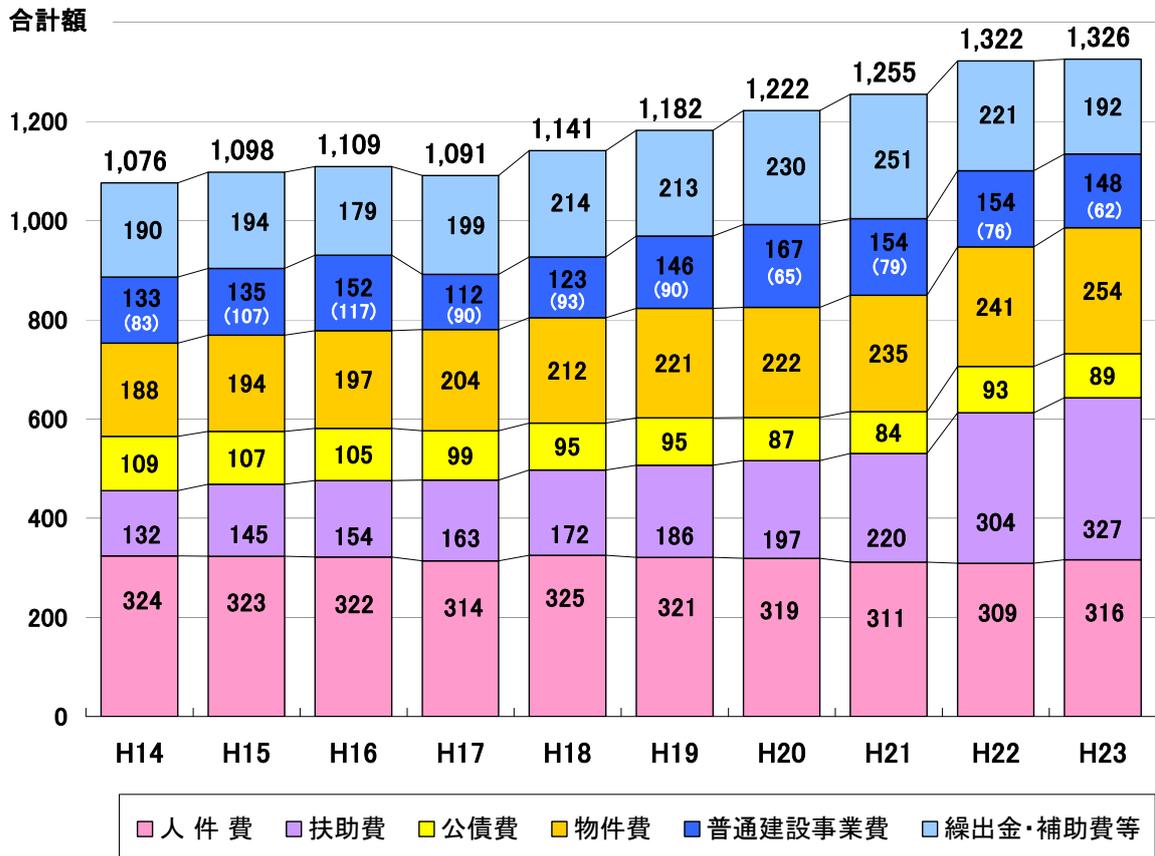
注. 内は個人市民税の構成比

※平成 21 年度までは決算額、平成 22 年度は決算見込額、平成 23 年度は当初予算額

- ・ 市税総額が平成 19 年度に増加していますが、これはこの年に所得税から市民税への税源移譲等が行われたことによるものです。
- ・ 市税のうち個人市民税の割合が高いことが本市の特徴です。
- ・ 個人市民税は景気変動の影響を受けやすく、さらに少子高齢化の進行による現役世代の減少の影響を大きく受け、本市においては、近い将来市税が減少傾向を示し始めるものと危惧しています。

2 歳出構造（性質別）の変化

【扶助費が大きく増加する一方で、普通建設事業費が減少しています】



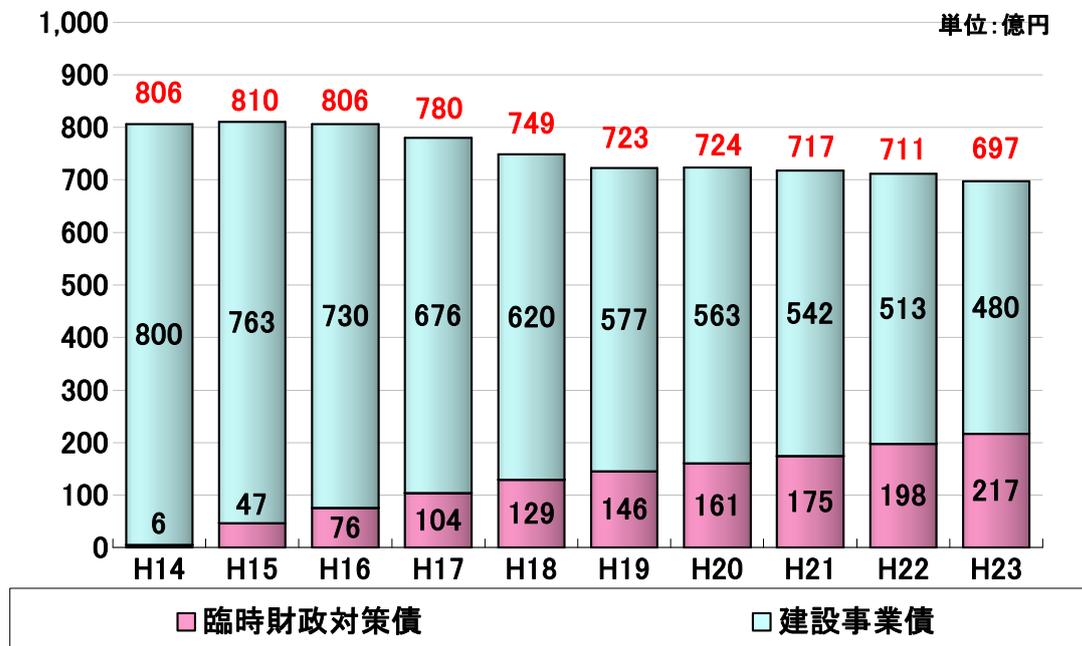
注. 普通建設事業費の（ ）内は市単独事業費

※平成 21 年度までは決算額、平成 22 年度は決算見込額、平成 23 年度は当初予算額

- ・ 扶助費は、平成 14 年度に 132 億円であったものが、23 年度には 327 億円と 195 億円、約 2.5 倍に増加しています。
- ・ これは、国において、児童手当の拡大や子ども手当制度の創設があったこと、また、長引く景気の低迷や高齢化の影響等により生活保護扶助費が増加していることなどによるものです。
- ・ 普通建設事業費は、過去 10 年間ほぼ横ばいで推移していますが、23 年度の単独事業費はピークの 16 年度に比べ半分近くにまで減少しています。

3 一般会計における市債残高の推移

【残高総額は減少している一方で、臨時財政対策債の残高が増加しています】



- ・ 一般会計市債残高総額は、平成 14 年度に 806 億円であったものが、23 年度には 697 億円と 109 億円、13.5%減少しています。
- ・ これは、建設事業債を活用しつつも、経常経費の伸びを吸収するため建設事業費を抑制してきたこと等によるものです。
- ・ 臨時財政対策債とは、経常収支の不足を埋めるため発行することが許されている地方債であることから、現世代の行政需要を賄うため、将来世代に負担を求めるといった性格を有しています。
- ・ 市債残高総額が減少する一方で臨時財政対策債残高は増加傾向にあり、平成 23 年度では残高総額に占める割合は 31.1%にまで高まっています。

4 今後の財政見通しと課題

【平成 24 年度は約 138 億円、25 年度は 106 億円の歳出超過になると推計しています】

(単位:百万円)

区 分		22年度 決算見込	23年度 当初予算	24年度 推 計	25年度 推 計	計 (23~25)
歳 入	市税	76,660	77,626	78,881	79,635	236,142
	国・県支出金	27,828	30,387	33,019	29,621	93,027
	市債(建設事業債)	3,201	3,622	5,245	5,126	13,993
	その他	20,461	15,841	15,138	14,813	45,792
	歳入合計(A)	128,150	127,476	132,283	129,195	388,954
歳 出	人件費	30,919	31,534	31,776	32,209	95,519
	扶助費	30,425	32,728	33,458	34,223	100,409
	公債費	9,253	8,903	9,241	9,151	27,295
	物件費	24,131	25,410	25,887	26,384	77,681
	普通建設事業費	15,390	14,823	24,780	16,251	55,854
	補助費等・繰出金	16,747	16,767	17,754	18,337	52,858
	その他	5,367	2,435	3,200	3,233	8,868
	歳出合計(B)	132,232	132,600	146,096	139,788	418,484
収支差引額(C)=(A)-(B)		▲ 4,082	▲ 5,124	▲ 13,813	▲ 10,593	▲ 29,530
財 源 対 策 (D)	臨時財政対策債	3,500	2,800	1,400	-	4,200
	財政調整基金取崩	1,372	1,324	1,500	1,500	4,324
	病院事業繰入金	0	1,000	-	-	1,000
財源対策後収支差引額(C)+(D)		790	0	▲ 10,913	▲ 9,093	▲ 20,006

※平成 23 年 3 月末時点推計値

(1) 今後の財政見通し

- ・ 歳入では、現在把握できる税制改正を踏まえても市税の大きな増は期待できません。また、市債については、平成 24、25 年度で大型建設事業の事業進捗に伴い多額に発行するため増加しています。
- ・ 歳出総額の半分以上を占める義務的経費（人件費・扶助費・公債費）が毎年 10 億円以上増額になると見込んでいます。
- ・ 普通建設事業費については、既に着手している「本八幡北口地区再開発事業（A 地区）」や「クリーンセンター延命化事業」、「都市計画道路 3・4・18 号整備事業」、「公共施設の耐震化事業」の大規模事業がこの 3 年

間にピークを迎え事業費が膨大になること、また、高齢化の進行等から「医療」、「介護」、「子育て支援」、「生活保護」等の社会保障関係費の増加を見込んでいます。

- ・ 本市ではこのような歳出超過に対して、臨時財政対策債の発行や財政調整基金の取り崩し、病院事業会計からの借入れ等の財源対策を講じてきましたが、今後は、同様な財源対策を行うことが困難な状況となっています。

※ 臨時財政対策債

本市のような普通交付税の不交付団体における発行は段階的に縮小されることとなったため、発行可能額は24年度で14億円、25年度ではゼロとなる見込みです。

財政調整基金

23年度末の残高見込額は、54億円であることから、24年度以降も23年度当初予算と同程度の15億円を見込むとすると、4年で底をつくこととなります。

病院事業会計からの借入れ

現在の病院事業会計の留保資金残高は、約18億円となっているため、恒常的に借入れすることはできません。

(2) 現在の課題

① 市税収納率の低下

近年の市税収納率の推移を見てみると、18年度 92.8%、19年度 92.3%、20年度 92.1%、21年度 91.7%と、年々低下している状況にあります。

② 臨時財政対策債発行額の段階的縮小

前述した臨時財政対策債の配分方式の見直しに伴い、普通交付税の不交付団体の発行額を今後 3 年間で段階的に縮小していくことが示されました。これに伴い、臨時財政対策債の発行は、25 年度以降は全く見込めなくなることから、今後の一般財源額の不足が懸念されます。

③ 財政調整基金の取り崩しに頼った予算編成

財政調整基金は、地震などの大規模災害時における緊急的な支出や、経済情勢の変動に伴う財源不足、大規模建設事業などの支出が増大する年度に取り崩すという機能をもっています。本市では、長引く景気低迷の影響等により、財政調整基金の取り崩し（繰入れ）を恒常的に行っています。

④ 扶助費の増大

扶助費は、子育て支援や高齢化の進展などに伴い年々増大しており、今後もさらに伸び続けていくことが見込まれていますが、特に、生活保護扶助費の伸びが顕著です。

⑤ 物件費の増大

需用費、役務費、委託料を中心とした物件費が、年々増大しています。物件費は、多くが経常的に支出されている経費であることから、効率的、効果的な行政運営が求められています。

⑥ 普通建設事業費の確保と単独事業費の低水準

現在、既に着手済みである「本八幡北口地区再開発事業（A 地区）」や「クリーンセンター延命化事業」、「都市計画道路 3・4・18 号整備事業」、「公共施設の耐震化事業」といったビックプロジェクトをはじめとした計画的に進めている事業費を確保するとともに、老朽化が進む公共施設や設備の改修、道路・下水道などの生活に密着した施設の整備費が低水準となっています。

3. 今後の取り組み方針

1 財政構造の改革

(1) 歳入・歳出構造の改革

【自主財源の確保と歳出の徹底した見直しにより、財政の持続性と安定性を確保する】

① 市税収納率の向上

強固な財政基盤と納税の公平性の確保を図るため、歳入の 6 割を占める市税の徴収対策と体制をさらに強化し、市税収納率の向上を目指します。

② 使用料及び手数料の見直し（受益者負担の適正化）

行政サービスの提供にかかるコストを縮減するとともに、平成 11 年度に策定した使用料・手数料算定基準（ガイドライン）の見直しを進め、サービスを受ける方と受けない方との負担の公平を確保することで、市税負担と利用者負担との均衡をさらに図ってまいります。

③ 財政調整基金の積立

経済状況の悪化による市税の減収や、大規模な建設事業、災害による減収及び経費の増大等にも耐えることができる強固な財政基盤を確立するため、可能な限り財政調整基金へ積み立てを図ります。

④ さらなる収入の確保

市ホームページや市有施設等を活用した広告料収入、未利用財産の有効活用による増収など、新たな収入の獲得や既存収入の上積みを図ります。

⑤ 収入の適正な管理

債権回収の手法を全庁的に統一するとともに、債権ごとの回収目標を設定し、達成状況の進捗を管理します。また、引き続き強制徴収できる債権については、速やかに差押処分等により回収を図ります。

⑥ 経常経費の徹底した節減

予算編成では当面、1 件審査により経費の適正な予算計上を図ります。また、施設別行政コスト計算書を活用し、施設の維持管理経費を見直すなど徹底したコストの節減を図ります。

⑦ **人件費の削減**

定員適正化計画に基づき更なる定員の適正化に取り組んでいきます。
また、給与水準を見直すとともに、諸手当の適正化を図っていきます。

⑧ **アウトソーシング等の推進**

アウトソーシング基準に基づき引き続きサービス水準の維持・向上に配慮した効率的な行政運営に努めます。

⑨ **普通建設事業の重点化・単独建設事業費の確保**

普通建設事業については、「本八幡北口地区再開発事業（A地区）」や「クリーンセンター延命化事業」、「都市計画道路3・4・18号整備事業」、「公共施設の耐震化事業」といったビックプロジェクトをはじめとした計画的に進めている事業に予算を重点化します。

また、老朽化が進む公共施設・設備の改修を推し進めるため、単独事業費の確保を図ります。

2 財政体質の改善

(1) 適正な公債費の額を見据えた財政体質

これまでどおり建設事業債を活用し、ビッグプロジェクトをはじめとした計画的に進めている建設事業の事業費を確保しつつ、適正な公債費の額を見据え、弾力性のある財政運営を図ります。

(2) 事業の新規・拡大にかかる財源確保ルール

新規事業の立ち上げや拡大に際しては、初期の目的を達成した事業や需要が乏しい事業の廃止を行う「スクラップ・アンド・ビルド」と、効果目標と期限を定め、あらかじめ終期を設定する「サンセット方式」を徹底するとともに「他の事業費（歳出）の削減又は歳入の増収による恒常的財源の確保」が見込まれることを前提とする「ペイアズユーゴー原則」のルール化を図ります。

(3) 基金の取崩や臨時財政対策債の借入を最小限に抑制した財政体質

本市では厳しい財政状況の中にあって22年度、23年度と13億円を超える財政調整基金の取り崩しを当初予算に計上し、加えて14年度以降、地方の経常的な一般財源の不足を補てんする臨時財政対策債を発行し続けてきました。

本来、臨時的・緊急的措置であるこれらの財源対策については、極力最小限に抑える財政体質を目指します。

(4) 財政規律の確保と予算の適正かつ計画的な執行

財政規律を遵守し、予算の適正かつ計画的な執行を図るとともに、公金使用にあたって組織体質（職員の意識）の改善に努めていきます。

(5) 特別会計等に対する繰出金の抑制

特別会計等の運営は独立採算が原則であるため、歳入にあつては収納率の向上をはじめ、未収金の解消等に努めるとともに、歳出にあつては一般会計と同様、徹底したコストの削減と効率的な事業の執行に取り組み、一般会計からの繰入金に頼らない「自立した特別会計」の確立に努めます。

3 わかりやすい財政状況の公表

(1) 財務書類の公表

わかりやすく、かつ、適時適切な財政状況の公表は官民共通の課題です。

特に官庁会計については、専門用語が多くわかりづらいとされています。

このため本市では、企業会計的手法を採り入れた財務書類（貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書）の作成・公表に取り組んできました。

今後は、市民等に広く活用していただくため、早期に、より分かりやすく公表していきます。

(2) 財務書類の活用

行政コスト計算書を施設別・事業別にフルコストで作成し、経年比較によるコスト分析や類似施設とのコスト比較による効率性の検証に活用するとともに、資産老朽化比率等を用い予算編成の資料として活用します。

また、貸借対照表から得られる資産・負債のストック情報や財務指標をもとに分析を行い、資産・負債管理のために活用します。

さらに、職員に対しても研修会等を行い、市の財政状況について一層の理解を深め意識の醸成を図っていきます。

(3) 予算編成過程等の公表

本市ではこれまでも「各部局からの要求段階」、「財政部長調整段階」、「予算案確定段階」と各時点ごとに予算編成過程を公表してきました。

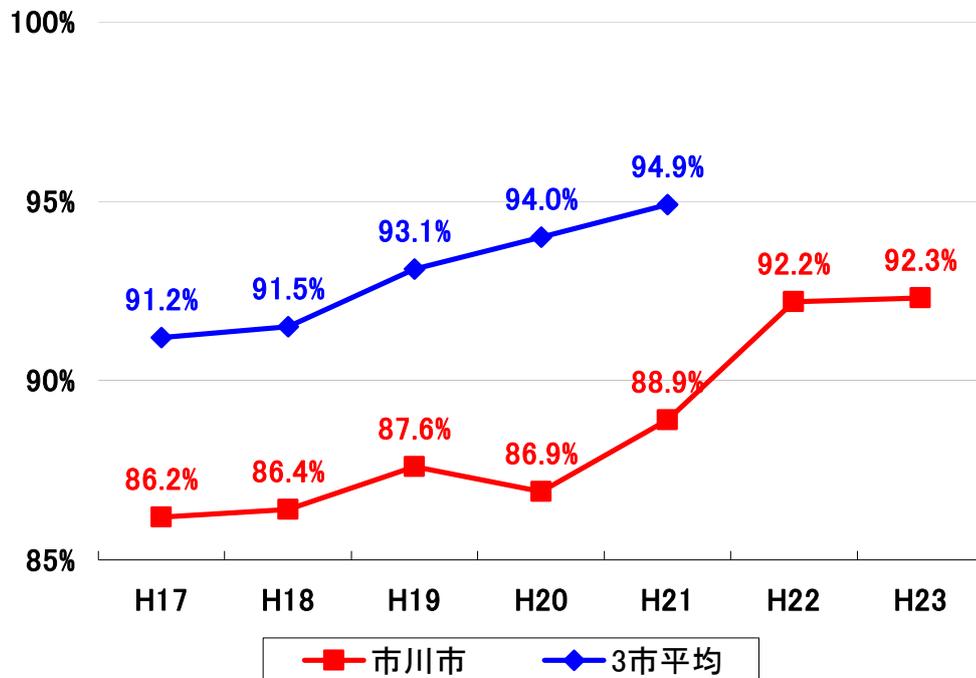
今後も、公表する時点や公表内容等について研究を重ね、編成過程についてより分かりやすく公表していくとともに補正予算、決算関係資料についても積極的に公表していきます。

4. 目標値の設定

1 経常収支比率

・最終目標値：85%以内

・期間目標値：87%台

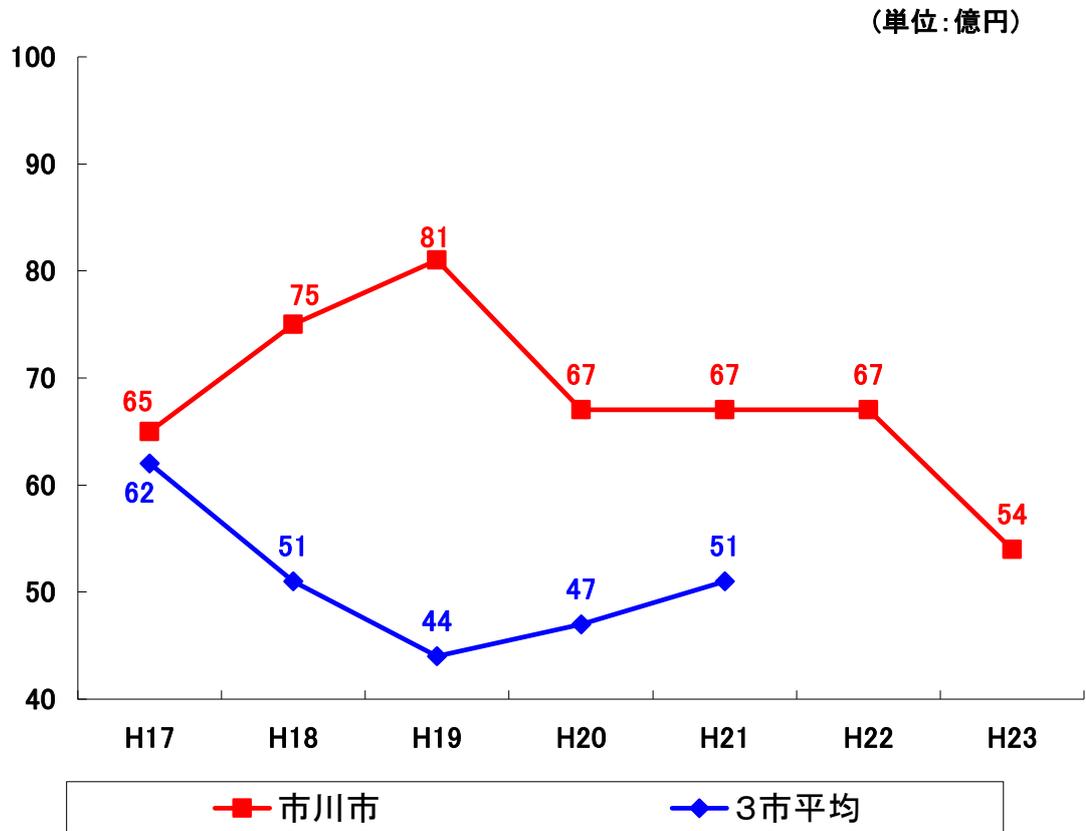


※平成21年度までは決算数値、平成22年度は決算見込数値、平成23年度は当初予算数値
※3市平均の3市とは船橋市、松戸市、柏市です

- ・ 経常収支比率は、市税等の毎年継続して入る使い道の自由な収入が、人件費・扶助費・公債費等の毎年継続して支出しなければならない固定的経費に、どの程度使われているかを示す指標で、この比率が高いほど、新たな事業や事業規模の拡大に応える余力が無いことになり、財政構造が硬直していることを表します。
- ・ 本市の経常収支比率は、平成20年度の金融不況の影響を受ける前までは概ね87%前後で推移していましたが、21年度決算以降急速に悪化し、21年度決算では88.9%、22年度決算見込および23年度当初予算では92%を超える危機的状況となっています。
- ・ 今後の少子高齢化による市税収入の減少、扶助費の増大という社会的背景を踏まえると、財政健全化の努力を怠れば、経常収支比率が100%を超える状況も現実味を帯びてきます。
- ・ 持続可能な財政運営を確保するため、取り組み期間最終年度である25年度には87%台に回復させ、その先は、より柔軟な財政運営ができる水準といえる経常収支比率85%を目指していきます。

2 財政調整基金

・最終目標値：100億円（30年度までに） ・期間目標値：80億円

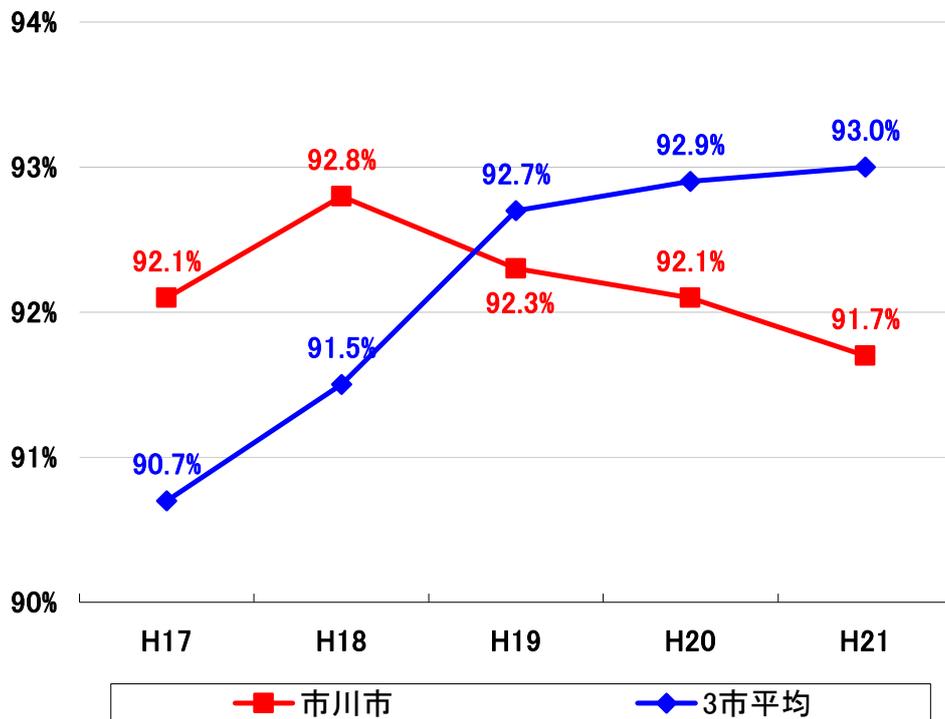


※平成21年度までは決算額、平成22年度は決算見込額、平成23年度は当初予算ベース
※3市平均の3市とは船橋市、松戸市、柏市です

- ・ 財政調整基金は、経済状況の悪化による市税の大幅な減収や、災害による減収及び経費の増大などに備えるため、財源に余裕がある年度に積み立てをすることにより、年度間の財源の不均衡を調整する機能を果たす市の貯金です。
- ・ 本市では、19年度の81億円をピークに、20年度以降、大幅な税収減に対応するため活用を図ってきたことから、23年度末には54億円まで減少する見込みです。
- ・ 今後は、不況時の税収減にも対応できる柔軟性と大規模災害による緊急支出にも対応できる強固さを兼ね備えた財政運営の基盤として、財政調整基金の残高を平成30年度までに100億円確保することを目指します。そのステップとして、取り組み期間最終年度である25年度には80億円を目指します。

③ 市税収納率

・ 期間目標値：93%以上



※平成21年度まで全て決算数値

※3市平均の3市とは船橋市、松戸市、柏市です

- ・ 本市の過去5年間（17年度～21年度）の市税収納率は、20年度まで92%台で推移したものの、21年度に92%を0.3ポイント割り込む91.7%となっています。
- ・ 長期の景気低迷で市税収入の確保が容易ではないうえ、金融危機により経済情勢がさらに悪化する中、マルチペイメントやコンビニ納税の導入による納税環境の改善、滞納事案に対する早期の対応等による徴収体制の強化により収納率を確保してきました。
- ・ しかし、21年度の収納率91.7%は、県内の市平均91.2%をやや上回るものの、近隣3市平均を1.3ポイント下回る状況にあります。
- ・ 今後は納税者の減少や景気の不透明さを反映して課税額は減少すると予測されていることや税負担の公平性確保の観点から、収納率向上は喫緊の課題となっています。
- ・ このことから、さらに徴収体制の強化を図り市税収入の確保に努め、取り組み期間最終年度である25年度には、近年の最高値を上回る93%に回復を目指します。

◇ 用語解説

経常収支比率

地方公共団体の恒常的に歳入される一般財源が、恒常的に支出される経費にどれだけ費やされているかを表す比率であり、この値から財政構造の弾力性を判断することができます。算定式は次のとおりです。

$$\cdot \text{経常収支比率} = \text{経常経費充当一般財源} / \text{経常一般財源総額}$$

経常収支比率悪化要因は、これまでは主に分子（経常的経費）の拡大であったのに対し、これからは、個人市民税収入の減少が常態化することによる分母（税等一般財源）の縮小もそれに加わることにより、このまま対策を講じなければ経常収支比率は加速度的に悪化していくことが推測されます。

臨時財政対策債

地方財政法第5条による建設事業債の特例を定める地方財政法第33条関連条文の一つである第33条の5の2において規定される地方債です。

この地方債は、当該年度の一般財源に不足が生じたことの対策として発行する地方債であることから、いわば、現世代の行政需要を賄うために、将来世代に借金を背負わせるという性格を有し、その発行額は国が定めた算定式により求められます。

平成22年度の国の制度改正により、本市のような普通交付税の不交付団体に認められる発行額は段階的に縮小されることとなったため、発行可能額は24年度で14億円、25年度ではゼロとなる見込みです。

自主財源

地方公共団体が自主的に収入できる財源のことで、地方税や分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、繰入金、諸収入、繰越金等がこれに当たります。

自主財源額の大きさは行財政運営にあたっての安定度の高さを表します。

一般財源

使途が特定されておらず、どのような経費にも使用することができる財源のことです。市税、地方譲与税、地方交付税、利子割交付金などがこれにあたります。

一般財源額の大きさは行財政運営にあたっての自由度の高さを表します。

特定財源

使途が特定されている財源のことで、福祉サービスを行う際の国・県支出金や建設事業を行う際の地方債、施設の維持管理費に充てる使用料などがこれにあたり、一般財源とは違い、使途は限定されます。

